

令和7年3月27日
消 防 庁

「可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会報告書」の公表

消防庁では、「可搬式サウナ等の特性に応じた防火安全対策に関する検討会」（座長：松島均 日本大学生産工学部特任教授）を開催し、簡易サウナ（テント型サウナ・バレル型サウナ）について、その特性に応じた防火安全対策の検討を行いました。

このたび、報告書及び概要（別紙）を取りまとめましたので公表します。

1 検討会概要

近年のサウナブームを背景に、これまでの浴場等に設置される固定式サウナとは異なる簡易サウナを設置する事例が全国で増加している。こうした簡易サウナについては、一般的に専用の外装（テント・バレル等）とサウナストーブを組合せて使用するものであり、屋外に設置されるといった特徴がある。

一方、消防法令上のサウナ設備の設置基準は、浴場・宿泊施設等の建物内（サウナ室）に固定式の設備として設置することを想定した内容となっている。このため、例えばサウナストーブと建築物・可燃物との離隔距離について現行基準を当てはめた場合、一定の広さを有するサウナ室であれば問題ないが、狭いテント内等への設置に当たって支障となるとの声がある。

このような状況を踏まえ、本検討会では、簡易サウナの中でも需要が高いテント型サウナ及びバレル型サウナについて、実験等により安全性の検証を行い、その特性に応じた防火安全対策の取りまとめを行った。

2 報告書の掲載先

消防庁ホームページー検討会等

<https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-154.html>



【問い合わせ先】

消防庁予防課 川合、泉、倉田

TEL : 03-5253-7523 (直通)

E-Mail : yobouka-y/atmark/ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、「@」を「/atmark/」

と表示しておりますので、送信の際は、「@」
に置き換えてください。



趣旨

- 従来の浴場等に設置されるサウナとは異なり、テントやバレル（木樽）に**放熱設備（サウナストーブ）を設置する事例が全国で増加している。**
→**消防法令上のサウナ設備の現行基準は、浴場・宿泊施設等に**固定式**の放熱設備を設置することを想定した内容**となっており、見直しを求める声あり。
〔例えば、放熱設備と周囲の可燃物の離隔距離について、テントやバレルの大きさや構造・材質には合わない等〕
- 消防庁では、有識者等から構成される検討会を開催し、簡易サウナの中でも特に需要が高い**テント型サウナ及びバレル型サウナについて、実験等により安全性の検証を行い、その特性に応じた防火安全対策を検討した。**



テント型サウナ



バレル型サウナ



サウナストーブ

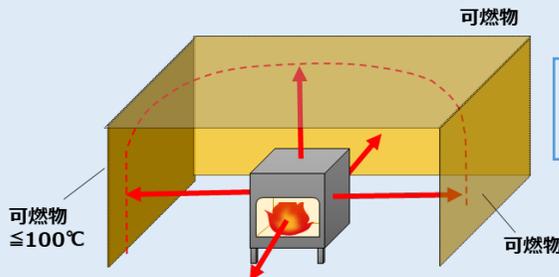


サウナ内の温度状況

検討会の提言を踏まえ、防火安全対策を見直し

現行基準

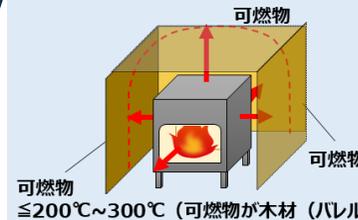
- ① 省令では、「サウナ設備」は「サウナ室に設ける放熱設備をいう」ものとされており、**テントやバレル（木樽）に設けるものは想定されていない。**
- ② 放熱設備（サウナストーブ）と周囲の可燃物との離隔距離として、**可燃物の表面温度が100℃を超えない距離**を保つことが求められている。
※ 長期間の加熱により、可燃物の変質して内部に熱が蓄積しやすくなり、表面温度100℃程度の比較的低い温度でも出火する危険性（いわゆる低温着火）が生じることを考慮。



可燃物までの離隔距離を長くとる必要がある

見直し（案）

- ① 省令改正し、火気設備の種類に「**簡易サウナ設備**」を追加。
具体的には、**屋外等のテント及びバレル（木樽）に設ける放熱設備（最大出力6kW以下の新ストーブ・電気ストーブ）**を規定。
- ② 放熱設備（サウナストーブ）と周囲の可燃物との離隔距離として、**可燃物が引火しない距離（可燃物の表面温度が200℃～300℃を超えない距離に相当）**を保つことで足りることとする。
※ 簡易サウナの構造・材質や利用形態から、従来のサウナと比べ熱が蓄積しにくく、低温着火は生じ難いことを考慮。



離隔距離を短くすることができ、テントやバレルの狭い空間に放熱設備を設置可能

- ③ このほか、簡易サウナ設備の構造・材質等の特性に応じた火災予防上の要件を明確化。